みやぎの木であふれる建物支援事業

宮城県産材を利用した建築物の整備、内装木質化、木製品の導入のための経費を助成します

①非住宅建築物等建築支援事業

今後も継続的に県産材の利用拡大・普及に取り組む事業体の非住宅建築物等の建築を支援します。

補助対象要件

次の要件を全て満たす新築、増築又は改築
（１）対象建築物は、宮城県内の非住宅又は共同住宅とし、原則木造とすること。
　　※木材が効果的に使われているものについては、鉄骨造その他の構造との混構造の建築物も対象とする。
（２）主要構造部材等に20㎥以上の県産材を使用すること。
（３）事業実施主体は、県と建築物木材利用促進協定を締結する等、今後も継続的に県産材の利用に取り組むこと。
（４）事業実施主体は、県産材利用について、広報・情報発信を行うなど、普及に取り組むこと。

補助率

（１）補助率
補助対象経費の1/2以内（上限1,000万円）
（２）加算
①県産CLTを使用した場合、
　県産CLT1㎥当たり6万円を加算（上限180万円）
②県産森林認証材を使用した場合、
　県産森林認証材 1㎥当たり8千円を加算（上限20万円）

最大 1,０００万円
＋
県産CLT 最大 １８０万円
県産森林認証材 最大 ２０万円

補助対象経費

主要構造部材等に使用する
・県産材の購入に係る経費
・関連する木工事費
・PRに係る経費

対象者

民間事業体等

募集件数

２件（程度）/年

事業の流れ

今年度の募集は終了しました

応募書類

（１）事業実施計画書（様式２－１、様式２－２および別添１、様式３）
（２）添付書類
① 施設の概要書
② 事業箇所位置図
③ 設計図面 （求積図、各階平面図、立面図、矩計図、特記仕様書等）
④ イメージパース
⑤ 積算資料
⑥ 建築確認済証の写し（交付されている場合）
⑦ 工事契約書の写し（契約済みの場合）
様式はHPよりダウンロード出来ます。 みやぎの木であふれる建築物支援事業

本事業は「みやぎ環境税」を活用した県単独事業です。

②内装木質化・木製品配備支援

今後も継続的に県産材の利用拡大・普及に取り組む事業体の内装木質化・木製品配備を支援します。

補助対象要件

次の要件を全て満たす内装木質化・木製品配備
（１）宮城県内の施設で実施すること。
（２）全木材使用量のうち、県産材を50％以上使用すること。
（３）補助対象経費が100万円以上であること。
（４）事業実施主体は、県と建築物木材利用促進協定を締結する等、今後も継続的に県産材の利用に取り組むこと。
（５）事業実施主体は、県産材利用について、広報・情報発信を行うなど、普及に取り組むこと。

補助率

内装木質化
（１）補助率
補助対象経費の1/2以内
（上限200万円）
（２）加算
県産森林認証材を使用した場合、県産森林認証材1㎥当たり8千円を加算（上限4万円）

最大２００万円 ＋ 県産森林認証材 最大４万円

木製品配備
（１）補助率
補助対象経費の1/2以内
（上限100万円）
（２）加算
県産森林認証材を使用した場合、県産森林認証材 1㎥当たり8千円を加算（上限4万円）

最大１００万円 ＋ 県産森林認証材 最大４万円

補助対象経費

内装木質化及び木製品配備に使用する
・県産材の購入に係る経費
・関連する木工事費
・PRに係る経費

対象者

民間事業体等

募集件数

木製品配備　**1**件（程度）
※内装木質化については今年度の募集は終了しました。

事業の流れ

【募集期間】
〈１次募集〉令和８年６月１７日（水）～令和８年７月１５日（水）
〈２次募集〉令和８年８月１７日（月）～令和８年９月１１日（金）
〈３次募集〉令和８年10月26日（月）～令和８年11月10日（火）
①事業採択者は審査委員会により決定します。
②採択された応募者ごとに内示通知を発送します。

応募書類

（１）事業実施計画書（様式２－１、様式２－２および別添２、様式３）
（２）添付書類
① 設計図面 （求積図、各階平面図、立面図、矩計図、特記仕様書等）
② イメージパース
③ 積算資料
様式はHPよりダウンロード出来ます。

みやぎの木であふれる建築物支援事業

みやぎの木を使おう
宮城は県土の60%が森林であり、利用期の森林資源が豊富にあります。
木をたくさん使い、適切に木を伐採し、新しい木を植える。みやぎの豊かな森林を守り、そしてカーボンニュートラルの実現に貢献するためには、木材を積極的に活用し、「伐って、使って、植える」という森林資源のサイクルを作ることが大切です。

建築物木材利用促進協定について
本事業は、継続的に県産材の利用に取り組む内容を重視し支援する事業のため、県と建築物木材利用促進協定を締結している事業体を優先採択いたします。
建築物木材利用促進協定とは
建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度です。協定者が、木材利用やその普及など、それぞれ取り組む内容（建築物木材利用促進構想）や取組の実施期間などを定めるものです。
協定締結を希望される方は、宮城県水産林政部林業振興課（下記問い合わせ先）までご相談ください。

問い合わせ先
宮城県 水産林政部 林業振興課 木材産業振興班（旧：みやぎ材流通推進班）
TEL : 022 - 211- 2912　E-mail : rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

本事業は「みやぎ環境税」を活用した県単独事業です。